

1 利用目的

帯広畜産大学逍遙舎(以下「本施設」という。)は、同窓会員、職員、学生が相互の懇親などの交流の場とすることを目的としています。

2 利用施設

- (1) ホール
- (2) 屋外デッキ

3 利用者の範囲

本施設は、同窓会員、職員及び学生が利用できるものとします。ただし、学生だけで利用することは認めませんので、必ず職員が利用代表者となり同席することが必要となります。

4 利用方法

本施設は、下記により集会等で占有的に利用することができます。

- (1) 事前に施設の予約状況を企画総務課で確認してください。
- (2) 利用申し込みは、原則として利用日の前日までに所定の「逍遙舎利用申込書」により、平日の9時から17時までに企画総務課に申し込んでください。
- (3) 本施設の利用時間は、8時30分から22時までとします。
- (4) 本施設の利用を希望する日時により本施設の鍵を貸し出す必要がある場合は、利用代表者にのみ貸し出します。利用代表者は責任を持って鍵を管理し、利用後は貸し出す際の担当者の指示に基づき速やかに返却してください。

5 利用責任

- (1) 本施設を利用した後は、消灯、消火、窓扉等の戸締まり、清掃及び備品等の整理を行い、利用前の状態に戻してください。
- (2) 本施設に物品の持ち込みを希望する場合は、必ず事前に申し出てください。
- (3) 本施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品の盗難・破損事故など全ての事故については、本学に過失が無い限り、利用者が自ら一切の責任を追うこととします。

6 損害賠償

- (1) 本施設の利用者は、当該施設及び設備、備品を滅失等(破損、汚損又は亡失)したときは、直ちに総務課に報告してください。
- (2) 前号の滅失等が利用者の故意又は重大な過失により生じたときは、原状回復に要する費用を弁償していただきます。また、本学が必要と認めた場合には、利用者に損害賠償を請求することがあります。

7 遵守事項

本施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守していただくとともに、本学が管理運営上必要と認めて行う措置等に従っていただきます。

- (1) 本施設及び本施設に備える設備は、丁寧に取り扱い、汚損又は損傷させないこと。
- (2) 火気の使用の際は、十分に注意すること。
- (3) 許可なく設備等を移動又は改造しないこと。
- (4) コンロ等の火器類を持ち込み使用する場合は、必ず事前に使用可否の確認を受けること。
- (5) ホール内では絶対に炭火を使用しないこと。

(6) 利用申込書に記載した目的以外に使用しないこと。

(7) 許可無く本施設に掲示等を行わないこと。

8 利用制限

利用者が次の各号に該当する場合は、本施設の利用を中止させること、及び予め利用申し込みを受けないことがあります。

(1) 利用目的を逸脱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 本施設若しくは付帯設備等を損傷した場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 営利、特定の宗教団体の布教活動又は政治活動を目的としたとき。

(5) 前4号のほか、管理・運営上支障がある場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

9 罰則

この利用の手引きに違反した者は、本施設の利用を一定期間停止、又は禁止することがあります。

附 則

この手引きは、平成23年11月29日から施行する。

附 則(令和7年1月24日)

この手引きは、令和7年1月24日から施行する。